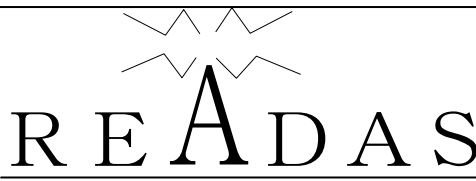


第 5177 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 3月 4日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

法人住民税均等割の資本金等の改正

Q：平成27年度の税制改正では、法人住民税の均等割の税率区分の基準となる資本金等が見直されるそうですが、どのようになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

平成27年度の税制改正では、法人住民税の均等割の税率区分の基準となる資本金等について、改正が行われます。

これまで、この基準となる資本金等は法人税法に規定されている資本金等の額とされていたことから、自己株式を取得した場合には、自己株式の取得資本金額等を控除することとなっており、場合によっては、自己株式を取得しすぎて資本金等の額がマイナスになるケースもありました。

そこで、今回の改正では、資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合計額をもって均等割の税率区分を判定することとされました。

また、この取扱いは、外形標準課税における資本割の課税標準である資本金等においても同様の改正が行われ、資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合は、資本金と資本準備金との合計額が課税標準として取り扱われることとなります。

